（略）			
	令第百二十九条の二の六の規定が適用される冷却塔設備		
	（略）		

二

（略）			
	令第百二十九条の二の四第一項第三号ただし書の認定を受けたものとする構造の昇降機の昇降路内に設ける配管設備	令第百二十九条の二の四第一項第三号ただし書に係る認定書の写し	
	令第百二十九条の二の四第一項第七号ハの認定を受けたものとする構造の防火区画等を貫通する管	令第百二十九条の二の四第一項第七号ハに係る認定書の写し	
	令第百二十九条の二の四第二項第三号の認定を受けたものとする構造の飲料水の配管設備	令第百二十九条の二の四第二項第三号に係る認定書の写し	
	令第百二十九条の二の六第三号の認定を受けたものとする構造の冷却塔設備	令第百二十九条の二の六第三号に係る認定書の写し	
（略）			

5　第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一～三　（略）

一					
	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合する	第一項の表三及び表四に掲げる図書	第一項の表一の(は)項に掲げる図書及び第一項の表二の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規	（略）	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
				第一項の表一の(ろ)項に掲げる図書のうち二面以上の立面図	

（略）					
	令第百二十九条の二の七の規定が適用される冷却塔設備				
（略）					

二

（略）					
	令第百二十九条の二の五第一項第三号ただし書の認定を受けたものとする構造の昇降機の昇降路内に設ける配管設備	令第百二十九条の二の五第一項第三号ただし書に係る認定書の写し			
	令第百二十九条の二の五第一項第七号ハの認定を受けたものとする構造の防火区画等を貫通する管	令第百二十九条の二の五第一項第七号ハに係る認定書の写し			
	令第百二十九条の二の五第二項第三号の認定を受けたものとする構造の飲料水の配管設備	令第百二十九条の二の五第二項第三号に係る認定書の写し			
	令第百二十九条の二の七第三号の認定を受けたものとする構造の冷却塔設備	令第百二十九条の二の七第三号に係る認定書の写し			
（略）					

5　第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一～三　（略）

一					
	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合する	第一項の表三及び表四に掲げる図書	第一項の表一の(は)項に掲げる図書及び第一項の表二の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規	（略）	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造（法第六十二条第一項本文に規定する建築物のうち、耐火建築
				第一項の表一の(ろ)項に掲げる図書のうち二面以上の立面図	